

重 要

会員各位

令和3年12月吉日

IMA事務局

評価規準関連オークション会員規約改訂のご案内

拝啓 師走の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早速では御座いますが、令和4年1月開催オークションから出品申込書が新しくなり、車両の評価方法が変更されます。その新しい評価方法に対応した、いすゞモーターオークション会員規約を令和4年1月開催オークションより下記の通り改訂させていただきます。

今後、弊社と致しましてもオークションがスムーズに開催出来るよう努力して参りますが、ご利用会員皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【実施】 令和4年1月開催オークションより

【内容】 評価規準関連オークション会員規約改訂

第49条(評価規準)を以下の通り追加変更しました。

- ・ 現評価点を総合評価(注意事項あり)に変更
- ・ 内装評価、キャビン評価、フレーム評価、ボディ評価を追記
- ・ 修復歴車評価、現状車評価は、変更なし

※ 改訂されたオークション会員規約を弊社ホームページに掲載しております。

詳細は、そちらでご確認下さい。

以上

【お問合せ】

IMA 東京会場

千葉県印西市牧の台3丁目1番1

TEL 0476-42-5121/FAX 0476-42-5131

IMA 神戸会場

兵庫県神戸市灘区味泥町2-48

TEL 078-871-5500/FAX 078-871-5507

IMA 九州会場

福岡県古賀市青柳字馬渡808

TEL 092-942-0860/FAX 092-942-1342

— 最新の会員規約は、弊社ホームページ(<http://www.umax.co.jp/>)よりダウンロードの上、ご確認下さい。 —

第49条（評価基準）

評価点は、以下の通りとします。

【総合評価】

評価点	検査基準
S	登録後6ヵ月未満、走行1千 ^{km} 未満で内外装無傷・無加修のもの
6	登録後12ヵ月未満、走行1万 ^{km} 未満で内外装無傷・無加修のもの
5	内外装とも非常に良好で無加修のもの。荷台内部等、わずかな使用感がある程度のも
4.5	目立たない傷、凹みや板金修理跡があるが、加修せずに十分使用可能な状態の良いもの。内装に擦り傷、ガラス点傷までのもの
4	多少の凹み傷や板金修理跡があるが良好に仕上がっており、加修せずに十分使用可能なもの。多少の瑕が残っているもの
3.5	通常の損耗などがあり、内外装ともに凹み、傷、軽度の腐食があるが、加修によって十分使用可能なもの
3	車両状態が悪く、板金、修理など大加修を必要とする部位、腐食があるもの。室内の汚れの激しいもの
2	腐食、損傷が激しく重整備、加修が必要な個所が多数あり、商品価値の著しく低いもの
1	冠水車（Kをサブ表示）・消火剤散布車（Fをサブ表示）など、特別な瑕のあるもの、および粗悪車

注）上記評価点は、以下の表に示された『内装』、『キャビン』、『フレーム』、『ボディ』それぞれの評価の組み合わせによって決まります。

【内装評価】

評価点	検査基準
A	無傷、新車に近い状態のもの。
B	目立たない瑕のあるもの。
C	部分的に目立つ瑕のあるもの。
D	各所（あちこち）に目立つ瑕のあるもの。
E	大きな特別瑕のあるもの。

【キャビン評価】

評価点	検査基準
A	無傷もしくは、かすかな薄傷程度なもの。
B	目立たない傷や凹み、良好な補修跡があるもの。
C	部分的に目立つ傷、凹み、サビ、軽度の腐食があるもの。
D	各所に目立つ傷、凹み、サビ、腐食、があり全体的に修理が必要なもの。
E	大きな特別瑕が数箇所ありキャビン交換に準ずる状態で程度が非常に悪いもの

【フレーム評価】

評価点	検査基準
A	加修の必要のないもの
B	若干のサビ程度のもの。
C	軽度な損傷、瘦せている強度が保たれているサビ・腐食、凹み、穴等があるもの
D	強度が落ちていと思われる腐食やヤセ、軽度の割れ、腐食穴、垂れ、曲がり、オーバーハング部の大きな損傷のあるもの
E	重度な腐食、ヤセ（大）腐食穴、割れなどの特別瑕として判断できるもの

【ボディ評価】

評価点	検査基準
A	無傷もしくはかすかな使用感なもの 正常な二次架装は点数には影響しない。
B	目立たない傷や凹み、良好な補修跡があるもの。
C	部分的に目立つ傷、凹み、サビ、軽度の腐食があるもの
D	各所に目立つ傷、凹み、サビ、腐食、があり全体的に修理が必要なもの
E	特別瑕がありボディ交換に準ずる状態で程度が非常に悪いもの

【修復歴車評価】

評価点	検査基準	
R	A	多少の板金、修理などにより、十分使用可能なもの
	B	各部板金、修理など大加修を必要とするもの
	C	重整備、重加修が必要なもの。粗悪車

注）・修復歴車評価点補助記号「A・B・C」は、車両全体の状態を表示するものです。
・修復歴車検査基準内表記の「加修」とは、車両全般に対する加修を示すものです。

【現状車評価】

評価点	検査基準
W (B級車)	部品欠損やエンジン、ミッション、メインフレーム等主要箇所の重大な欠陥がある車両 ※事故歴がある場合「R」をサブ表示、冠水歴がある場合「K」をサブ表示する。
評価点なし	事故現状車

第49条（評価基準）

評価点は、以下の通りとします。

評価点	検査基準
S	登録後6ヵ月未満、走行1千 ^{km} 未満で内外装無傷・無加修のもの
6	登録後12ヵ月未満、走行1万 ^{km} 未満で内外装無傷・無加修のもの
5	内外装とも非常に良好で無加修のもの。荷台内部等、わずかな使用感がある程度のも
4.5	目立たない傷、凹みや板金修理跡があるが、加修せずに十分使用可能な状態の良いもの。内装に擦り傷、ガラス点傷までのもの
4	多少の凹み傷や板金修理跡があるが良好に仕上がっており、加修せずに十分使用可能なもの。多少の瑕が残っているもの
3.5	通常の損耗などがあり、内外装ともに凹み、傷、軽度の腐食があるが、加修によって十分使用可能なもの
3	車両状態が悪く、板金、修理など大加修を必要とする部位、腐食があるもの。室内の汚れの激しいもの
2	腐食、損傷が激しく重整備、加修が必要な個所が多数あり、商品価値の著しく低いもの
1	冠水車（Kをサブ表示）・消火剤散布車（Fをサブ表示）など、特別な瑕のあるもの、および粗悪車

修復歴車評価点	検査基準	
R	A	多少の板金、修理などにより、十分使用可能なもの
	B	各部板金、修理など大加修を必要とするもの
	C	重整備、重加修が必要なもの。粗悪車

注）・修復歴車評価点補助記号「A・B・C」は、車両全体の状態を表示するものです。
・修復歴車検査基準内表記の「加修」とは、車両全般に対する加修を示すものです。

現状車評価点	検査基準
W (B級車)	部品欠損やエンジン、ミッション、メインフレーム等主要箇所の重大な欠陥がある車両 ※事故歴がある場合「R」をサブ表示、冠水歴がある場合「K」をサブ表示する。
評価点なし	事故現状車